13. 鉄鋼スラグの用途区分と定義（高炉スラグ･製鋼スラグ共通）

大分類	中分類	小分類	用途および定義
利用	再使用 （鉄鋼製造工程での再使用）		スラグ中の石灰分等の有効利用を目的に、磁選後の製鋼スラグを鉄鋼製造工程で再使用したもの。（製鋼スラグのみ）
	道路･鉄道用	路盤材	道路用上層路盤材および下層路盤材、鉄道の道床材、駐車場、コンテナヤードの路盤材。JIS規格の品質を満足するもの。
		ｱｽﾌｧﾙﾄ合材	アスファルトコンクリート用の骨材およびフィラー。
		その他	路床用材、遮断層用材、道床バラスト、砂利道等（仮設道路を除く）に使用された上記以外のもの。
	地盤改良用材		工場、グランド、宅地等に供する地盤の浅層、深層の改良材。SCP工法、サンドドレーン工法（サンドマットを含む）等に用いた港湾･空港･道路等での地盤改良材を含む。
	土木用	港湾･海域工事用材	捨石用、ケーソン中詰、裏込、敷砂、漁礁用材、覆砂用材その他港湾･海域工事に供されるもの。地盤改良用は除く。
		土木･陸上工事用材	仮設工事（仮設道路*を含む）、基礎工事、埋め戻し用材等に供されるもの。地盤改良用は除く。 *JIS適合品であっても仮設道路に使用されたものは、この用途区分に含める。
	セメント用		高炉セメント混合材、ポルトランドセメント少量混合成分、セメントクリンカ原料、コンクリート混和材。
	コンクリート用	粗骨材	コンクリート用スラグ粗骨材。JIS適合品に限る。
		細骨材	コンクリート用スラグ細骨材。JIS適合品に限る。
		その他	上記以外のコンクリート用骨材。（製鋼スラグのみ）
	肥料･土壌改良材		肥料用材、耕土培養対策資材、その他土壌改良材。
	建築用	ロックウール	ロックウールの原料に供されるもの。
		建材	各種建築材料の原料に供されるもの。床、壁材および屋根材。
		その他	左官用、コンクリート二次製品以外のブロック、窯業原料および上記以外のもの
	加工用原料		鉄分回収用の原料としてスラグ加工業者へ販売したもの。 （製鋼スラグのみ）
	その他利用		上記各用途分類に属さないもので資源化し利用されたもの。例：カウンターウエイト、鋳物砂。
その他			埋め立て、海洋投棄、産廃処理的な処分等スラグ資源化の目的以外に向けられたもの。